

平成15年8月20日

司法制度改革推進本部 殿

最高裁判所事務総局行政局

平成15年7月25日ヒアリングの際の質問に対する回答について

下記のとおりご回答いたします。

記

(問) 高裁に、行政事件を専門的又は集中的に取り扱う部を設置すべきではないか。

(答) 高裁に行政事件を専門的又は集中的に取り扱う部を設置することについては、裁判所の専門性を強化する観点からこれに賛成する意見がある一方、判断の多様性を確保する等の観点から、これに反対する意見も考えられるところである。いずれにせよ、今後の事件数の動向等を睨みながら、委員のご指摘も踏まえつつ、高裁に行政事件の専門部、集中部を設置することの当否について、継続して検討してまいりたい。

(問) 現在行政事件を担当する裁判官は、より積極的に、行政事件訴訟法改正問題についての意見を述べるべきではないか。

(答) 裁判所としては、要件・効果が明確で裁判手続に支障が生じない限り、改正の内容につき特段の意見を述べる立場にないものと考えているが、上記のような委員のご意見があったことは、適宜の方法により、各下級裁判所の裁判官に伝えたい。